

第289回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第289回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年10月22日（水）17:23～18:46

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 森林総合研究所本所施設の管理業務（（独）森林総合研究所）
- 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業（農林水産省）
- 診療放射線技師国家試験事業外5試験事業（厚生労働省）

<出席者>

（委員）

稲生主査、古笛専門委員、清水専門委員

（（独）森林総合研究所）

総務部用度課 三浦課長、古宇田課長補佐

総務部管財課 佐藤係長

（農林水産省）

農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室 島田室長、山崎課長補佐

（厚生労働省）

大臣官房地方課地方厚生局管理室 比嘉室長補佐、一之瀬係長

健康局がん対策・健康増進課栄養指導室 芳賀室長補佐

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから、「第289回入札監理小委員会」を開催します。

本日は、独立行政法人森林総合研究所の「本所施設の管理業務」、農林水産省の「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業」及び厚生労働省の「診療放射線技師国家試験事業外5試験事業」の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、独立行政法人森林総合研究所の「本所施設の管理業務」の実施要項（案）につきまして審議を行います。

本日は、独立行政法人森林総合研究所総務部用度課・三浦課長に御出席いただきありがとうございますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと存じます。

説明は、15分程度でお願いいたします。

○三浦課長 森林総合研究所用度課の三浦と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、森林総合研究所本所施設の管理業務民間競争入札実施要項（案）についての概略を説明させていただきます。

まず、こちらのカラーの説明資料をこしらえたのですが、こちらをごらんいただければと思います。

本業務は、平成23年度以前に別々の業務として実施していました、左端にあります5つの業務を包括しまして、民間競争入札として実施して、平成24年度から2年間ということで実施を現在行っているところです。

実施に当たりましては、入札実施要項を作成しまして、こちらの小委員会、本委員会での御審議を経て入札を実施して、業務の実行をしているところです。

それにつきまして、24年度初年度の実施状況についての総括と申しますか、入札監理小委員会及び本委員会の方で御審議、評価をいただきました結果がCheckのところですが、包括的な質、確保すべき水準は達成しているという評価をいただいております。ただ、実施経費が別々にやったときと比べますと増加いたしました。この要因としまして考えられるのが、統括責任者を専任で配置したこと。競争性の低い業務の包括化に伴う競争性の低下。これは後で説明します。この対策としまして、統括責任者の配置要件の見直し、業務範囲の見直し、業務実施期間の見直しということで、見直しを行いました。

その結果、統括責任者については業務責任者が兼務する。業務範囲としまして、林木育種センターの保安警備業務というものがありますが、これを包括の範囲から除外する。業務実施期間は前回2年でやっておりますが、今回3年間として実施ということを含めました実施要項に基づいて実施したいということです。

まず、林木育種センターの保安警備業務でございますが、当初、同じ茨城県に所在するという関係で包括したのでございますが、本所はつくば市にございます。茨城県の南の方です。育種センターは日立市にございまして、日立市でもさらに北の方になりますが、距離で100キロ、車で高速道路を使っても2時間ぐらいの遠隔にあります。もともと実施していたころから応札できる業者が実質的に少なく、2者程度の競争参加しなかったとこ

ろで、こちらの業務を包括したために競争性が低下したという判断をいたしまして、今回は除外いたしました。

統括責任者の業務でございますが、入札実施要項の2ページの上の(c)のところでございます。統括責任者の選任ということで、統括責任者は警備責任者または常駐の業務責任者が兼務し、補助業務員は常駐の業務従事者が兼務するものとする。

なお、複数の場合のいわゆる共同企業体の場合は入札参加グループの代表事業者から選出するというので、現在実施しております林木育種センターを含めた実施要項では、この部分が兼任、専任どちらでも大丈夫という表現になっておりましたが、今回は実際、今、2年目を実施しておりますが、その実施の状況を踏まえて、兼任で十分足りるという判断をいたしました。

その他につきましては、年度等の違いで大きく変わった部分はありません。

引き続きまして、意見募集を行いました資料A-2の方に移らせていただきます。

意見募集を実施しまして、もう意見は締め切っているところでございますが、3点の意見がございましたが、この3点全て1者から出たものでございます。全て読み上げは省略させていただきたいのですが、3点について簡単に説明させていただきます。

1点目がエレベーターの点検と自動扉の保守業務ですが、これの再委託を考えているということで、業務責任者と業務担当者の資格と従事についての意見でございます。

これについては、資格については、再委託も含めて応札前に予定者を示して、資格証明する書類を提出していただきたいということと、業務の従事については、これは毎日行うものではございませんので、実施時に配置されていれば結構ですという回答になっております。

2点目でございますが、巡回警備での軽車両の使用についての質問でございます。45、46ページを見ていただきたいのですが、巡回の経路図がございます。これを回るのに軽車両、自転車だと思っておりますが、軽車両の使用についての質問と構内道路への道路交通法の適用についての質問でございます。

この回答については、現在実施している業者は自転車を使用して、この経路はおよそ1時間で巡回を行っているということで、軽車両の使用は認めますけれども、受託した側で車両については準備をしていただきたい。道路交通法の問題ですが、現状は正門と東門2か所が常時開放の状態です。森林総合研究所の関係で夜間も研究者等の出入りが多数ありまして、施錠できない状態ですので、常時開放されております。大分前ですけれども、警察等にも照会したことがあるのですが、厳密に言うと、交通法の適用になるという見解をいただいております。

3点目が、本所の警備業務のポストの配置についての質問です。今の1つ前の44ページ、ポスト配置表があるのですが、ここについての質問ですが、休憩時間の設定についての質問ですが、この回答としましては、当初、示してあるこのポストの配置表は、各時刻ごとに必要な人員の配置を示しているだけでございまして、例えば8時間ごとの3交代勤務と

か、24時間勤務とか、そのような勤務シフト等については受託者の方で最良の方法を提案していただきたいということでございます。その場合は、休憩時間を含めて労働基準法等の関係法令を遵守していただきたいということでこのような回答といたしております。

大変簡単ですが、以上で説明を終わります。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

○古笛専門委員 前回の入札のときですけれども、説明会にはたくさんの業者がいらっしやったのでしょうか。応札は2者ですか。

○三浦課長 応札は2者ですけれども、説明会には、ちょっと正確には覚えていないですが、説明会には10者以上来ています。

○古笛専門委員 やはり地域的な日立とつくばというところがネックになって皆さん参加されなかったということなののでしょうか。

○三浦課長 それが大きいです。今、申し上げましたけれども、日立はそれなりに大きいまちですが、日立からもさらに数キロ離れた場所で対応できる業者が確かに少ない場所ですから、その数だけしか応札ができないと判断をしました。

○古笛専門委員 あと、統括責任者の件ですけれども、以前は兼任、専任どちらでも構わないと。

○三浦課長 どちらでもとれる表現になっておりました。今回、専任での提案でやっております。

○古笛専門委員 どちらでもとれる表現だったから、そこが少し誤解を招いたと。

○三浦課長 そう思います。

○古笛専門委員 わかりました。

○稲生主査 よろしいですか。

○清水専門委員 林木の業務の部分を外してやるということになると、前回説明会に来られた人がかなり参加できる状況になるという御理解ですか。

○三浦課長 説明会に来た会社が全部来るかどうかは正直わかりません。ただ、少なくとも2者ではない数者以上は来ていただけたらと考えております。

○清水専門委員 地元にはこういう業務を請け負える組織というか会社はかなりあるのですか。

○三浦課長 ありますけれども、私どもが調べている限りでは割合小さい会社で、やはり共同企業体。例えば警備と清掃を1つの会社で一緒にできるというのは、東京などにはたくさんありますけれども、地元、特につくばあたりではそういう会社はなかなかないので。

○清水専門委員 少ない気もしますね。

○三浦課長 ただ、質問を寄せていただいた会社は大手のそういう会社のようなのです。

○清水専門委員 ある程度期待はできるということですね。

○稲生主査 よろしいですか。

何とか2者応札をよりふやしていただきたいということでありまして、今、御質問がありましたように、対象業務から林木育種センターの警備業務を外すとかいろいろ御工夫をなさったということですので、次は増えることを期待したいと思います。

こういった対象業務から除外するとか、あるいは兼務を外すとか契約期間を延ばす。これで多くの業者が競うヒアリングみたいなことはかけられたのでしょうか。特にそれはなさっていないですか。例えば地元の業者にこの部分は警備を切り離すから、次に応札する気になれましたかとか、こういったような形で質問みたいなものはおたく様からなさったのでしょうか。

○三浦課長 こちらからまだそこまでの働きかけはしておりません。

○稲生主査 わかりました。

パブコメのところにつきましては、行っていただいたような回答（案）かなと思っておりますので、特にこちらは問題点として指摘するようなことはないかと思っています。

よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもちまして小委員会での審議は概ね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては私に御一任いただきたいと存じますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容について何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事柄や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、森林総合研究所におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○三浦課長 ありがとうございます。

（森林総合研究所退室・農林水産省入室）

○稲生主査 続きまして、農林水産省の「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業」の実施要項（案）につきまして審議を行います。

本日は、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室・島田室長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容などにつきまして御説明をお願いした

いと存じます。

説明は、15分程度でお願いいたします。

○島田室長 島田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料B-2に基づきまして、先ほど御紹介いただきました推進事業における研究成果の普及状況の把握・分析調査等に係る業務委託事業に関する民間競争入札の実施要領の御説明を申し上げたいと思います。

1 ページめくっていただきまして、最初の部分だけ私が御説明申し上げます。

趣旨につきましては、競争入札の導入に関する公共サービスの改革に関する法律に基づいて適切に実施されているかということでございます。

2 番目の部分についてでございますが、対象となるサービスの詳細な内容ということでございます。今回ここで実施要項をつくらせていただいている対象事業でございますが、実は、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業というものが25年、ことしから始まった事業でございますが、実は、その前は別の2つの事業が統合されたものでございます。御存じのとおり、ここで対象とする事業につきましては、その事業の成果がどのように普及され、反映されているかという過去の事業に関する調査という部分、今回、対象となっています事業の採択、研究の推進という現行の事業に対する対応というものの2つのカテゴリーがございますので、そういったことで今、そこに書いてございます、下の真ん中の方に、24年度までというのが5行目ぐらいにございますけれども、対象となる事業につきましては「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」という、通称、実用開発事業と呼ばせていただいておりますが、この事業が過去の事業でございます。もう一つのほうについては、その下にございます※があるところの2つ前の行でございますけれども、競争的資金である農林水産業・食品産業の当該事業ということで、農食研究推進事業と呼んでおりますけれども、この2つの事業が対象ということでございます。

詳しい内容については、正確なところを私どもの担当補佐の山崎のほうから御説明申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○山崎課長補佐 それでは、かわりまして私のほうから御説明させていただきます。

まずは、御挨拶にもありましたように、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業ですけれども、長いものですから、略称の農食研究推進事業と使わせていただきます。

こちらのほうは、競争的資金による研究開発を支援する事業になりますので、提案公募方式で研究課題を募集しまして、外部評価委員の評価を得て、その評価が高かったものと委託契約をしていく。そして研究開発を支援していくという形になります。今回の市場化テストの対象になっているものは、その事業の中で、紹介のありましたように、研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業というところになります。

こちらの主な事業の内容としましては、1 ページ以降にありますように、研究成果の普及状況把握・分析調査等、2 番目として、新規採択のための研究課題の審査・評価調査等、3 番目として、研究課題の進行管理調査等、その他必要な事項と4つの大きな柱でこの事

業が動いているという形になります。

また、この市場化テストの実施に向けまして、民間企業の方々が入札に参加してもらえらるるよう、本業務委託の部分につきましては、2年間の複数年契約が可能となるよう、国庫債務負担行為を要求している状況でございます。

それでは、中身について説明させていただきます。

まず、事業の内容についてということで、2ページ目にあります①の研究成果の普及状況把握・分析調査等というところですが、こちらのほうは、研究が終了しました課題につきまして、研究開発成果が産業現場でいかに実用化、普及しているか、活用されようとしているのか。また、活用されていない場合はどこに問題点があるのかなどを把握するために終了した課題の2年後と5年後の追跡調査をしていただきます。一次調査は、研究終了後2年目、5年目の課題全てに対してアンケート調査を行いまして、取りまとめの上、技術会議事務局に提出していただくこととなります。二次調査は、一次調査の結果をもとに普及段階にあるもの、普及段階に至っていないもの、それぞれ10研究課題、合計20課題を対象に聞き取り調査を行うこととなります。実用化・普及度合いの把握と実用化・普及に当たっての課題分析整理を実施していただき、調査報告を提出していただくこととなります。これを2年後と5年後のものを対象に実施することとなります。25年度及び26年度の終了課題につきましては、行政的な必要性及び外部評価委員の評価等により必要が認められる場合は、この研究期間が延長されることも含んでおりますので、確定した数字とはなっていないことを御理解していただきたいと思います。

続きまして、4ページ、②新規採択のための研究課題の審査・評価調査等ということで、農食研究推進事業の新規採択課題選定のための研究課題の公募、課題評価のための外部評価委員の選出、外部評価委員による応募課題の一次（書面）審査、また二次（ヒアリング）審査並びに各年度実施課題の中間評価・事後評価に係る業務を実施していただきます。

契約は26年度からになりますが、一次（書面）審査につきましては、25年度中に終了しておりますので、二次（ヒアリング）審査の業務から対応していただくこととなります。また、4月に契約した時点では、二次（ヒアリング）審査の外部評価委員は従来であれば決定している状況にあります。新規採択のための研究課題の審査・評価等につきましては、年間スケジュールに従い、各審査業務、各説明会、各評価業務、事後評価業務、研究成果発表会、研究成果のパンフレットの作成等を実施していただくこととなります。また、外部評価委員につきましては、外部評価委員の選定基準により、条件にあてはまる者を選定していただくこととなります。また、一次（書面）審査と二次（ヒアリング）審査の外部評価委員を公表しております。ちなみに、昨年までは一次（書面）審査の評価委員については公表していませんでしたが、ことしからは市場化テストの対応の一環として、委託事業者の了解のもとに、一次（書面）審査の評価委員を公表させていただいております。

9ページ、③研究課題の進行管理調査等ということで、農食研究推進事業において実施

する研究課題につきましては、適正な進行管理を行うため、総括P0、専門P0を選定・配置し、研究課題の進行管理を効率的かつ効果的な手法をもって実施する必要があります。そして、総括P0は農林水産省技術会議事務局の職員7名がついております。この総括P0をサポートして、個別研究課題ごとに効率的かつきめ細やかに進行管理を行うため、専門P0を選定・配置するとともに、研究課題の進行管理を効果的かつ効率的な手法をもって実施していただくこととなります。

専門P0は、実施研究課題の研究分野を踏まえまして、当該研究課題の進捗状況の把握分析等、また専門P0による進行管理を支援するにふさわしい研究経歴を有する者を選定していただき、委託者、農水省の承認を得た上で、受託者の非常勤職員などとして配置していただくこととなります。継続して実施する課題につきましては、現在、専門P0を引き続き配置していただくことを前提としております。25年度に配置した専門P0の情報は、委託契約後、受託者に提供されることとなります。また、総括P0と専門P0との円滑な管理業務を行うために、専門P0管理者を置くことも可能となっております。

専門P0の業務は、研究動向の調査、情報収集提供、そして担当する研究課題の進捗状況の管理、審査・評価関連業務として評価報告書を取りまとめるなどに対応していただくこととなります。新規採択のための研究課題の審査、今、言いました研究課題の進行管理調査等の中で、採択・不採択の数、専門P0の数につきましては、本体業務である農食研究推進事業の予算総額によって新規採択数が増減すること、また、応募者の全てが上限額の応募ということであるわけではありませんので、正確な数字をこの場で何課題採択します、実施しますということが提示できませんので、想定としていることを御理解願いたいと思います。

そして、その他ということで、11ページにあります、その他必要な業務ということで、平成25年度までに終了する研究課題を含めた農林水産省が委託した競争的資金の研究課題、およそ800課題ありますけれども、こちらをデータベースによる一元管理を行っていただくこととなります。

続きまして、確保されるサービスの質という点になりますけれども、研究成果の普及状況の把握・分析調査等につきましては、修正指示や再提出の指示のないものが提出されることがまず高い質と考えております。続いて、新規採択のための研究課題の審査・評価調査等につきましては、実施計画に沿って業務が実施されること、外部評価委員に対して実施するアンケートにおいて、満足または概ね満足の回答が80%あること。そして、研究課題の進行管理調査等につきましては、総括P0に対してアンケートを実施しまして、満足またはおおむね満足の回答が80%以上であること。これらが進行管理調査の対象となる研究課題に対して、専門P0を適切に配置し、進行管理、サポートを間断なく実施することができたか。これらが確保されるべきサービスの質と考えております。

そして、12ページ、3番目の契約の形態ですけれども、契約形態は委託契約という形になります。

大きな3番の実施期間に関する事項ですが、契約期間は、先ほど申し上げましたが、国庫債務負担行為を要求しておりますけれども、そちらが財務に認められることを前提に、26年4月1日から28年3月28日までの2年間を予定しております。

4番目、入札参加資格に関する事項ですけれども、特に留意することとしましては、(4)にあります、全省庁統一資格において「役務の提供等」が「A」「B」または「C」の等級に格付されていることを必要条件としております。また、共同事業体としての参加も可能としているところでございます。

5番目にあります、入札に参加する者の募集に関する事項ですが、入札に係るスケジュールとしましては、こちらにありますように、1月上旬から入札公告を開示しまして、以降、入札説明会の開催、企画書の審査等を得まして、2月下旬に改札、落札予定者を決定し、3月中には契約締結できるような運びと考えております。

14ページ、6番目に行かせていただいて、落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項ということで、まず、企画書の内容を審査する技術点と入札価格に係る入札価格点の合計により、総合落札方式で決定することとしております。落札者を決定するための評価の基準ですけれども、技術点の得点配分は100点満点。その中で基礎点が40点、加点を60点としておりまして、基礎点は必須項目であり、全てを満たしている場合は40点を与えまして、その1つでも満たしていない場合は失格としております。また、加点は、効果的な提案が期待されているかという観点から、入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点いたします。審査基準は、評価内容に応じ、0点から5点を付与する形になります。一方、入札価格につきましては、要項の記載の計算方法にあります形で事業者に提示した入札価格に応じて点数が計算されます。

ここで修正があるのでございますけれども、入札価格点の得点配分が100点と書いてありますが、これは50点の間違いでございます。修正をお願いいたします。

続きまして、落札者の決定ですけれども、総合評価点の計算によって得られた数値の高いものを落札予定者といたします。また、初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置としまして、初回入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合、また、再度入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度、入札公告を実施することといたします。

16ページ、入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項ですが、本業務委託事業における従来の実施状況に関する情報の開示につきましては、後段につけてあります、従来の実施状況に関する情報の開示、別紙2になりますけれども、こちらに掲げるとおり、従来の実施に要した経費、人員、施設及び設備、従来の実施における目的の達成の程度、従来の実施方法等について情報開示することとしております。

8番目の秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項としまして、やはり秘密を適正に取り扱う必要がございます。農食研究推進事業は、未公表の情報や研究実施者の知財に関する秘密を知り

得る状況に置かれる場合がありますので、民間事業者は、本業務に対して農林水産省が開示した情報等及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講じていただくこととなります。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用または第三者に開示してはならないということとなります。

契約に基づき民間事業者が講ずべき措置としましては、16ページから19ページまでであるように、①から⑩までについて留意する必要があるということです。細かい説明は時間の都合もありますので、省略させていただきます。

そして、19ページの9の本業務を実施するに当たり第三者に損害を与えた場合における損害賠償に対して民間事業者が負うべき責任等ということで、本契約の履行に当たっては、民間事業者が、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合の損害賠償については、民間事業者に対する求償及び農林水産省に対する求償等をここで定めているところでございます。

20ページ、10番目の対象公共サービスの評価に関する事項ですが、当該業務の実施状況につきまして調査することとしておりまして、実施状況の報告に当たりましては、外部有識者の意見を聞くものとしているところでございます。

最後のその他本業務の実施に際し必要な事項という点では、これは市場化テストの標準例に従い作成しておりますので、特に農水省として特徴的なところはないかと思われまので、説明は省略させていただきます。

以降のページのほうになりますけれども、22ページに別紙1として評価項目一覧表、落札方式で実施する企画提案の評価項目がこちらになります。23ページにあります、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、23ページに従来の実施に要した経費。24ページに従来の実施に要した人員、25ページに実施に要した施設及び設備ということになります。26ページが従来の実施における目的の達成の程度、27ページが従来の実施方法等ということで、次ページ以降に詳細に事業の概要、事業のスキーム図を図解で紹介させていただいているところでございます。35ページのほうに行って、こちらが本業務委託事業の企画提案書の様式という形になります。42ページ以降が普及状況把握のための調査票作成要領という形になります。

早口でわかりづらかったかもしれませんが、以上で私のほうから、今回の実施要項（案）の説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

また後で質問が出るかもしれませんが、確認でございますが、我々のところにB-4という資料が配られておりまして、過去の契約条件等に関する推移ということでお配りをされているものがあるかと思えます。

確認でございますが、21年度、22年度に関しては、進行管理業務と普及状況把握の調査業務という管理と調査という大まかな言い方をしますと、別々でやっていた。その結果、なかなか進行管理のほうが難しいのか、1者しかなかったということで、一方、成果の調査関係については4者とか8者とか、それなりにいろいろ民間企業を中心にいろいろ競争が起こっていたのですけれども、また、落札率に関してもかなり予定したものに比べれば、調査業務に関しては安かったと。これが2つ一本化されて、23、24、25と来たということでございまして、この点を率直にごらんになって、やはり管理業務、進行管理調査を一本化したことで、かなり競争というものになじまなくなっているのかなという感じがこちらからすると見られるのですけれども、この辺は率直な感想として、やはりまとまるというのが厳しい結果になっているのかなということに関してはどのように見ておられるか。もちろんこれは1つのコメントで結構ですが、まず、いかがでしょうか。

○島田室長 23年度からそれを一体的にやらせていただいたというところにつきましては、特にP0業務というものが研究推進をうまく進めていただく上で必要があるということなものですから、それがその後例えば普及、実用化という点で、どのぐらいうまくいっているか、あるいはどういう形で行ったことによってうまくいっているかというフォローアップのそういうことがP0業務という、現在、推進している業務に反映されることが非常に重要な点で一体的に実施したということがございます。

もう一つ言いますと、全体の事業費の資金の配分につきましては、実はこの部分の普及啓発というか、普及の状況の把握という部分については非常に小さくて、数百万円のボリュームしかございません。そういった状況なものですから、これだけ特出ししてやるよりは、むしろ一体的にやったほうが全体的な経費を圧縮できるのではないかなと思っております、確かにおっしゃるとおり、34%、28%と落札が入札価格に比べて非常に縮小されているという点はおっしゃるとおりでございますけれども、そのような事情がございました。

○稲生主査 わかりました。ありがとうございます。

あと、先ほどP0業務の関係のお話がありまして、これも質問でございますけれども、聞くところによると、25年度の2者応札がございまして、株式会社パソナも民間企業ですが、参入を図ろうとしたのだけれども、技術点の部分、特に専門的なP0の部分でなかなか確保が難しいということもあって、残念ながら点数的に低い、つまり、十分な人員を集めることができなかったという話がありまして、そういう意味で、先ほどのお話の趣旨はよくわかりながらも、果たして本当にP0、特に専門P0に関して民間が本当に確保できるのだろうかということ。我々は素人でございますのでわからない部分があるのですけれども、この点についてはどう見ておられるかということに対してはいかがでしょうか。

○島田室長 お答え申し上げます。

パソナというところは、人材派遣とかそういったことに非常にノウハウをお持ちだということは我々は前提として存じ上げております。実際に25年度の2つの入札に対する評価

という中で、パソナの部分について、いわゆる農林水産・食品分野に関するPO業務という特別なエリアでございますけれども、そこにはエリア特有のノウハウを知っている必要があるということで、そういう専門的なPOがいること自体が実は、不可欠要因でございます、そういった人を集められるかどうか非常に重要な点になってまいります。ということなので、この部分がこの仕事をしていく上での根幹かなと思っております。つまり、そういう種類の人材を集めることができれば、たとえ人材派遣をやっておられるところでも特に申し分はないと思うのですが、やはりその点でなかなか御説明をいただいたときに十分な御説明ができなかったということを知っておりまして、その点で落札できなかったと聞いております。

○稲生主査 わかりました。

このほかいかがでしょうか。

○清水専門委員 23ページの6に記載されている25年度の落札金額1億5,800万円というところに関連して御質問をしたいのですが、内容に書かれているイノベーション以下の事業を一緒にやったことによってこの金額になったという書かれ方をしているのですが、この業務は24年、23年にも別にあつたのですか。

○島田室長 お答えします。

実は、私どもの独立行政法人の農研機構と通称言われております独立法人がございます。こちらの中で資金配分を特に基礎的分野、応用的分野というかなりアカデミックな部分の研究に対する資金支援をしていた部分の事業がこれでございます、その部分が国がやっていた実用化に近い部分の競争的資金と一緒にしたこと、2つの事業のPOとか、そういった業務が統合されたということで資金が非常に大きくなっているということでございます。

○清水専門委員 この事業のその前に実施されたときの資金内訳というか、コスト内訳みたいなものはデータ上どのくらいお金がかかったものなのかわかるのですか。

○島田室長 わかります。ということで、ちょっとここで確かに23年度、24年度は実用技術開発という国の事業にかかるような部分でございますので、確かにその部分について情報が不足しているかなという感じは、率直に言って、私どもも思います。

○清水専門委員 そのところがわからないと、統合されてやって削減効果みたいなものがあつたのかどうかとか、効果的な統合だったのかどうかどうもいまいち判断ができてくいなというのが実感としてあるので、その辺のところがわかるというのを教えていただけるといいと思って御質問したのですが。

○島田室長 確かに今の実用という技術の事業が国から、財務省からいただいた直接のお金でございますので、その分で出せるもの。もう一つの事業については先ほど申し上げた独法の運営費交付金の中から出されているものですので、多少情報として差異が出るかと思っておりますけれども、そこは御開示できるように努力させていただこうと思っております。

○稲生主査 このほかいかがでしょうか。

○古笛専門委員 やはり専門POの配置のところが一番ネックになっているのではないかなと思っています。過去をずっと振り返ってみても、結局のところ、どこも参入できないのではないかという可能性がすごく高くて、むしろ専門POを業者のほうで確保しやすいように何か工夫をしないと、結局は参加してみたけれども、パソナのようにならなかつたということになると、現実的にそこに到達する業者が今後出てくるのかどうなのかとすごく不安を感じるのですが、その点に関してはいかがでしょうか。こういった工夫をされるとか、ほかには何か方法はないのでしょうか。

○島田室長 毎年どういう人たちがPOとして採用されているかということについて情報ももしかしたら出せるのではないかなと思っています。ただ、その候補者として、実際に最終的にPOになっていない人間の情報まで出すというのはなかなかこれは難しく、特にこの部分は、いわゆる入札をされる側の方々のノウハウというか、そこに実際のそれをやれる能力があるかどうかというもののかなりの部分がありますので、そういったもので、確かに他産業から一気に参入してくるというのは難しい部分ではありますけれども、逆に言うと、そういった部分で努力をされている企業を見なければいけないという部分もございますので、国が少なくともPOとして採用した人間についての情報とか、そういったものを出していくことにして、どういうレベルの方、どういう趣旨の方が入っておられるかという情報を出すことができるのではないかと思います。

○稲生主査 そうすると、例えば民間がもし新たにこの事業に入ってこようと思うと、そういったリストをもとにして、個別にアプローチをして、我が社が応募するのだけれども、過去のPOの経験を生かして御協力いただけないかというアプローチは可能になってくるということになるわけですか。所定の人数を集めてくると。それで、察するに至ると、このようなことを想定されているという理解でよろしいのでしょうか。

○島田室長 そうでございますね。そういったところが考慮できると思います。一般的に言うと、そういう研究者の方々あるいは研究者のOBという方々のデータベースは、別に今回採択をされた企業のみが持つておられるわけではなくて、例えば文部科学省の中でそういうデータベースがあったり、そういったものをうまく使っていくことによって、決して参入できないものではないと思っています。私どもがもちろん努力をさせていただく部分もありますが、それぞれの企業が我々の状況を認識していただくという形で、例えば公式なデータベースがホームページなどでも、そういう研究者のデータベースがすぐ開示できる状況にはなりますので、そういったものをうまく使っていくようにこちらからもそういったアドバイスをしていくことはできるのではないかなと思います。

○稲生主査 わかりました。

このほかはよろしいでしょうか。

調査項目、アンケート項目に関してはこういう形ですね。評価項目の中での、例えば「研究管理並びに研究成果の実用化・普及状況の把握及び分析に対する知見、ノウハウを有しているか」。これも一般的な項目としてはよく見る内容ですね。

資料B-2、35ページ以下のところで、例の企画提案書のひな形のようなものがあって、これも恐らく必要だという御回答は予測されるのですけれども、かなり充実を求められているなという感じがしまして、一般的なことであれば、むしろ落札した後に詳細なものを計画として出していただくこともあるやに聞いておるのですが、やはりこれは企画書の段階でこれだけの内容を従来求めていたので、今回もやはり求めざるを得ないというお考えなのではないでしょうか。もう少し総括的な記載を許すようなことはやはり厳しいのでしょうか。相当これは細かいのではないかなと思ってしまして、応札される方からするとしんどいのではないかなという気もするのですけれども、この点はいかがお考えでしょうか。

○島田室長 確かに私どもの仕事、農水省の場合に結構そういうことはきちきちとこういうものが必要ですよということがありますので、実は、横並びみたいなものも見て見なければいけません、確かに不要であるようなものについて、やることによって負担が増える状況もございますので、そこは少し見直しを検討することは考えてみたいと思います。ただ、今、漠として、この項目が必要かということになればお話はできるのですが、全体的に多過ぎるという御指摘だったので、一般的な御回答で申しわけございません。

○稲生主査 済みません、私も全体を細かく見ているわけではございませんので、先ほど横並びでという話がありましたので、簡単でも結構ですので確認をいただいて、農水省のこの手の事業が全てこういった形での様式を要求されているのであれば、それはそれでいたし方ないかなとも感じてございますので、その点は確認をお願いしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

このほかよろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 今、先生方から情報開示や企画提案書の件で幾つか御指摘がありましたので、農水省と調整して、修正の結果を先生方に御確認いただいて、その後、意見募集に入ることによろしいでしょうか。

○稲生主査 結構だと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

農林水産省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(農林水産省退室・厚生労働省入室)

○稲生主査 続きまして、厚生労働省の「診療放射線技師国家試験事業外5試験事業」の実施要項(案)につきまして審議を行います。

本日は、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室・比嘉室長補佐に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容等につきまして御説明をお願いしたいと存じます。

説明は、15分程度でよろしくお願ひいたします。

○比嘉室長補佐 厚生労働省の比嘉でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、「診療放射線技師国家試験事業外5試験事業」の民間競争入札実施要項(案)につきまして御説明させていただきます。

本事業でございますが、平成22年度までは、地方厚生局において6つの国家試験を実施しておりましたが、平成23年度から民間競争入札としたところでございます。1期の方は、平成23年4月1日から26年5月31日ということで、全国試験運営センターに現在委託しているところでございます。今回の実施要項は2期についてでございます。

試験でございますが、1ページの2番の(1)の①、イからでございますが、診療放射線技師、続きまして、2ページのロにありますように、臨床検査技師、ハの理学療法士及び作業療法士、ニの視能訓練士、ホの管理栄養士、以上6つの国家試験でございます。

また、民間競争入札の対象となる期間等でございますが、3ページの下の方の(3)にございますが、事業期間といたしましては、26年4月1日から29年5月31日までということで、平成27年度の試験から29年の試験まで、願書配付・受付、試験会場の設営、試験の監督・運営、合格発表。また、27年試験から30年試験までの会場確保業務を委託することになります。

続きまして、以降、主な改正点について御説明させていただきたいと思ひます。

4ページ、③業務の引継のところでございますが、こちらの方は、変更しておりますが、変更後につきまして、民間事業者は請負契約の終了に伴い請け負う者に変更がある場合は、次に請け負う者に対し必要な引継ぎを書面でしなければならないと変更しております。こちらの趣旨でございますが、今回2期目ということでございまして、厚労省から民間事業者ではなく、請負業者同士の引継ぎということでこのように書かせていただいたところでございます。

続きまして、主な変更点でございますが、6ページのb)願書受付・審査に関する事項の最後の段落の部分でございます。「受験願書の受付期間中においては」のくだりでございますが、こちらのまた書き以降でございます。「また、電話等による照会窓口を少なくとも1か所は通年開設する必要がある」。その後の従前の実績の中が窓口では、願書受付から合格発表まで実施していたことから、12月上旬から5月上旬ごろまで開設していたというところでございますが、前回の1期目の部分につきましては、おおむね10月中旬から4月中旬までということで、受付窓口を設置するところではございましたが、第1期における実施

結果と実施状況を鑑みまして、12月上旬から5月上旬ごろまでと変更いたしました。1か月ほど短縮しております。こちらの方は、国実施の経費から、3年間で2,600万円ほど高くなっているという御指摘等も頂きまして、訪問窓口の設置実績にあわせて1か月程度短縮することによりまして、経費の縮減を図るとしております。

続きまして、7ページ、e)の部分でございます。受験票の送付で一文追加しております。なお書きの部分「なお、管理栄養士国家試験の受験票については、厚生労働省が指定する時期に、受験者に厚生労働省が準備した受験票を送付すること」と追記しております。

こちらでございますが、管理栄養士以外は受験者負担の返信用封筒で対応しているということでございますが、管理栄養士の試験につきましては、本省が作成します受験票、これは圧着はがきになっておりますが、こちらを業者が送付するというので、業者の郵送料が発生するというので、その部分を明記させていただいたところでございます。

続きまして、23ページ、⑩契約内容の変更の部分でございます。こちらの方は、文章を修正、追加等をしておりますが「厚生労働省は、2(3)④ロの試験制度の変更及び2(5)⑪の請負報酬額の見直しがあった場合には、民間事業者にあらかじめ変更の理由を書面で提示し、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする」と変更させていただきましたが、こちらの方は、試験制度の変更であったり、受験者数の増減によりまして請負報酬の見直しがあった場合に、業者と協議の上、適切に対応できると契約内容の変更要件を具体的に記載させていただいたところでございます。

今回2期目ということございまして、主な改正点は以上でございます。

簡単ではございますが、以上をもって御説明にかえさせていただきます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、実施要項(案)について御質問や御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○古笛専門委員 では、1点、先ほどの受験票の送付の件ですけれども、管理栄養士国家試験だけが受験者負担ではなくて、これは業者が送料を負担されることになるのですか。一旦立てかえるということになるのですか。

○比嘉室長補佐 圧着のはがきはつくるのですけれども、切手等はついておりませんので、業者が切手の郵送代を負担するというのでございます。ですので、契約金額の中に入ってくるということでございます。

○古笛専門委員 受験者数が変わってきたらそのあたりも変わってくるのですけれども、それもある程度見越して、業者が金額の中に想定して入れるということなのではないでしょうか。

○比嘉室長補佐 受験料の中に歳入の単価として郵便代も見込んであるのです。ですので、契約額の中に入ってくるということですね。

○稲生主査 それであれば、なおさら御省から払った方がいいのではないですか。

○比嘉室長補佐 歳入として入るのですけれども、我々から払うのはあくまでも契約額の中で反映されるということです。この額自体は業者に国費として出る額でございます。

○稲生主査 受験料が例えば1万円としますね。そうすると、仮に郵送料が100円としましょう。この部分は国庫に入るわけですね。言ってみれば、100円分が。それで、その人数は、結局、受験者は何人いるかどうかは、ある意味では変動する要素があるわけですが、ただ、民間業者からすれば、何人受けるのだということはある種、リスクを負いながら、逆に言うと、受験者が予想以上に多かった場合には、その見積りを超えて彼らが負担しないといけなくなってくるわけですね。彼らの懐ぐあいを考えるとですね。

○比嘉室長補佐 そういうことで、受験者数の増減によって契約額に変更がある場合は、改正できる規定も盛り込ませていただいたところでございます。

○稲生主査 規定があるわけですか。

○古笛専門委員 多少はそれも見越してやってくださいよということですか。

○比嘉室長補佐 そうですね。現に今年度、今、1期分につきましては、ここにかかる記載がなかったのが、業者としてはそこが見積もれなかった部分ということになりますので、今回はそこが見積もれるように明記させていただいた部分でございます。

○稲生主査 その辺のぶれが大きくなければいいとは思うのですが、例えば38ページ、願書受付件数ということで、診療放射線技師から管理栄養士まで、今回の対象のものが全部ありますけれども、結構ぶれていますね。例えば平成23年度は4万8,000人ぐらい。平成24年度が2,000人ぐらい減っていて、25年度に至っては9,000人も増えている感じがありまして、結構な金額ではないかなという感じもするのですが。

○比嘉室長補佐 そもそもほかの事業は先ほど御説明させていただきましたが。

○稲生主査 管理栄養士の方ですね。失礼しました。2万2,000人、2万1,000人、3万人ですね。これがやはりぶれがありますね。

○比嘉室長補佐 歳入の単価が省令の方で決められている単価の中に入っているものですから。ほかは入れていないものですから、受験者が返信用の封筒を提出する。そこに受験用を入れて送り返すので、そこは郵送料がかからないのです。管理栄養士の部分だけ、今の制度上そうならない状況にあると。

○古笛専門委員 その制度を変更する予定は全く今のところないのですか。何となく、受験生が2万人だと思っていたら、3万人来てしまったから、1万人分送料がたくさんかかるのが業者の負担だというところが、もちろん受験者からしたならば、受験料をおさめているから、受験者が何か損をしているわけではないのだけれども、業者としてはそのリスクはある程度かぶりなさいよというのはどうなのかなというところ。

○比嘉室長補佐 ですので、先ほども申し上げましたけれども、受験者数の増減で金額が変わるようなことがあれば、金額の変更の契約をさせていただくというのを今回、要項の中に明確に書かせていただいたところでございます。

○古笛専門委員 25年は3万人でした、24年は2万人でしたと。では、具体的にどれぐらいの人数になったらそこで増減というのを考えるのかというのは、それはあらかじめ決まるのでしょうか。

○一之瀬係長 13ページ、⑩のところに「10%を超える受験者数の増減があった場合」と書いてあるので、その基準のもとで判断していくものと考えております。

○稲生主査 10%を超える増減があった場合には、協議によって各年度の請負報酬のと。わかりました。そういうことで、何らかの対応がされるということであるわけですね。

よろしいでしょうか。

○古笛専門委員 はい。

○稲生主査 先生方、このほかいかがでございますでしょうか。

○事務局 先ほどの件で、恐らく今、先生がおっしゃっているのは、管理栄養士だけに送料が発生するというを単純に書くという御指摘であったかと思うのですが、それとはちょっと違うのですか。今、ほかの部分はその業者がどこを負担するかというところを明確にするようにという御趣旨かなと思ったのですが。

○稲生主査 その趣旨を書きいただけますか。増減分ですが。増減分については10ページのところで一応書かれているということで、先ほどの話がき話も含めてということですね。説明会で言っていただくということでもいいかもしれない。

○事務局 説明のときに誤解がないようにということ。

○比嘉室長補佐 管理栄養士だけに絞ると逆に業者を狭めてしまうかなというところはあるかと思えます。

○稲生主査 わかりました。

このほかいかがでしょうか。

先ほどの窓口の業務のところ「電話等による照会窓口を少なくとも1か所は通年開設する必要がある」というのがありまして、これは実際の業務があるかないか実はわからない部分もあるのかなと資料を拝見しまして思っていたのです。例えば願書受付とかですと、12月から翌年2月とか、卒業証明とかだと3月から4月とか。ですから、本当に通年あるかないかわからない照会に対して1年間1か所とはいえ設けるのが民間からするとしんどいかなという感じもするのですが、この辺は何とか別の方法はないのでしょうか。

○比嘉室長補佐 我々も極力金額を落とすために今やっている業者とも詰めて、できないかということは相談させていただいたのですけれども、なかなか難しいというところがございます。

ここにつきましては、もしよろしければ、追加の資料をお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

○稲生主査 お願いします。

(追加資料配付)

○比嘉室長補佐 こちらの方向でございますが、それぞれ時系列に業務内容を並べさせていただきます。各ブロックというのが受験票等の申請の受付窓口、各ブロックに設置されるもの。右側が通年のものございまして、まず、12月の上旬から翌1月までは必要な書類の請求に関する郵送であったり、電話対応業務はあるということで、願書受付から

受験番号の付番、コンピュータ入力カード、受験票の送付、受験後提出書類、合格発表のところは×になっておりますけれども、実質、上の3月から4月とかぶりますので、あえてここは、合格発表自体は電話窓口ではやりませんので、×とはしておりますが、基本的には通年、問い合わせは入るといところで、ここはやむを得ないということでございました。極力、訪問窓口ももう少し狭まらないかということでやったのですが、試験区分ごとに経歴確認の関係から、年度末まで見ないといけないもの等々ありまして、どうしてもこの期間は受付の窓口も開いていないといけないという部分がありまして、絞って絞ってこれが限界だったのかなといところでございます。

○稲生主査 努力はされたということですね。電話ではないとやはりまずいですか。今の時代、インターネット等でもうちょっと簡略化できるのではないかなと思うのですが、常に電話口でないともまずいというようなことですか。結構この件数はあるのですか。

○一之瀬係長 実績は確認しないと今の時点で把握していないところですが、インターネットでも考え得るところではありますが、電話の方がわからないときは直接人と人でやりたいというのが心情だと思うので、そういう意味では、電話の窓口もといところでやっております。

○稲生主査 これは受験者の気持ちになると、私も大学にいますけれども、そう簡単に窓口を設置しないというのはやはり難しいところもあるのかなとは思いますが、わかりました。

別の件ですけれども、評価の基準のところ、17ページ以降に必須項目と加点審査として書きぶりがあるのですが、なかなかこれは恐らく実施例をもとに御記入になったということもありますので、我々内閣府の方から出しているところもあると思いますので、難しいところであるのですが、まず、評価方法、大きなところですが、審査基準で相対評価をお使いになるということが18ページの中ほどの表のところを書いてございまして、相対評価を使った場合に実績のありなしとか、結構差が極端に出まったりというケースも過去にありまして、最近割と絶対評価で行うケースも結構出ています。特に絶対評価を使うことのメリットは、まさに絶対水準ですので、比較と関係なく非常にすぐれていれば7点であって、次点のものについてもすぐれているという評価点がつきます。ですから、内容的にはさほど差がないということであるのであれば、絶対評価の方がより実態に即した評価が結構できたりしまして、これが相対評価になりますと、極端に言ったら、0か7かとか、こういった評価にもなりがちなのです。したがって、もしこういう形で相対評価をつけてしまうと、かなり技術点の部分で差が開いてしましまして、結局、点数で逆転しようと思うと、かなり安めの価格を出してこないと、もう技術点で相対評価で大宗が決まってしまう。特に実績とかで引っ張られて決まってしまうというケースも結構あるのです。

そういう意味で、もし余り相対か絶対かにこだわらないのであれば、これは御検討いただきたいのですけれども、絶対評価という形で淡々と評価して、中身のいいものについては、1番でも2番でもそれなりの点数をつけていくという評価もあろうかなという思いで

実はこれを見させていただいております。これはなかなか今、変えるかどうかということの判断は求めませんので、一応、事務局とも相談を頂いた方がよろしいかなと思いますので、これはむしろ前向きに検討いただいて、結果的に相対でいいということであれば、それはそれであろうかなと思うのですけれども、もしよろしければ、先ほど申し上げたようなこともあろうかなと思いますので、絶対評価の可能性も御検討いただければと思います。特に今回、5つの試験という大変幅広い重要な業務のロジスティックな部分をやっていたくということもありますので、かなりどの業者を決めるかということで大事な部分かと思っておりますので、その質の部分の淡々と評価していただくという意味で、別の評価があるということをお認めいただければと思うのがまず1点でございます。

やや各論的な話になるのですけれども、18ページの加点項目の中で、例えば「実施体制（0点～7点）」とありまして、2つの「・」の部分をもとめて0点～7点という形で評価することになってございます。これも最近はそのぞれの項目に分けて点数をそれぞれ配置する。例えば実施体制であれば、創意工夫については、3点とか4点とか、こういうものを配置しまして、また、類似業務の経験を別の点数として評価する。したがって、「・」の項目ということで立てるのであれば、それぞれの項目ごとに何点、何点という形で点数を配置することを結構きめ細かく今、評価表に盛り込んでいただいているケースが増えておりますので、まとめて7点、実施体制ということではなくて、もうちょっときめ細かく点をとっていただく形の評価をした方がいいのではないのか。これも提案でございまして、またこれもいろいろとお考えがあると思いますので、ほかの試験の例も見てくださいながら、事務局と議論をいただければこれも有り難いと思っております。これも今、特に回答いただく必要はございません。

あと、見やすさという面では、これもまた最近、表で書いていただくケースもありますので、応募者からすると文章よりも、実施例は文章で書いていただいているので、恐縮ではございますけれども、一覧表のような形で別紙に書いていただいた方がより見やすいかと思っております。これは形式面でございますが、これは行っていただける作業かと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

やや細かい部分を含めていろいろ申し上げましたけれども、全体の点数、本当にこれは28点でいいのかということもあるかもしれませんが、もう一度、総合的に御検討いただいた方がよろしいのかなと考えている部分もありますので、あわせて申し上げたいと思っております。点数の部分です。

いろいろ言っておりますけれども、まずは、絶対か相対かということ。各評価項目についてですが、「・」ごとに点数をつけるという方式がいいのではないかということ。点数配分についてもこれでいいのかどうかということをお確認いただきたいと思いますのでございます。駄目ということではありませんけれども、御検討と御確認をお願いしたいということでございます。

私からは以上でございますが、先生方、ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

今、いろいろ申し上げましたけれども、以上のことにつきまして何かコメントはございますでしょうか。

○比嘉室長補佐 承知しました。事務局の方と御相談させていただきます。

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、「診療放射線技師国家試験事業外5試験事業」の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ただいまの御指摘を踏まえまして、厚生労働省の方と御相談をさせていただいた上で、最終的な案を策定して、先生方に確認した上で、それをもとに意見募集とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○稲生主査 そうしますと、大きな修正というか、もし仮に今、言ったような修正を行うとすると、これはメール上の審議になるのか。そういうことでよろしいのでしょうか。

○後藤参事官 そこは御判断いただくことになるとは思いますけれども、基本的にはメールでできればと思っております。

○稲生主査 わかりました。

では、一応、メールという形で審議する方向にさせていただく形にしたいと思います。

今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認をした上で議了とする方向で調整を進めさせていただきたいと思います。

厚生労働省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討いただきますよう、よろしくお願いたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、先ほど議論になった事項をまた御確認いただいた上で、意見がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思っております。

事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。